

「新型コロナウイルス感染症」に伴う対応について

当所の生命共済制度にご加入のお客様が新型コロナウイルス感染症に罹患された場合、次のとおりお取り扱いすることになりましたので、お知らせします。

■病気入院見舞金（当所独自給付金）

新型コロナウイルス感染症は、「病気入院見舞金」の支払対象となる「疾病」に該当します。医師の指示で医療機関に入院された場合は、支払い対象となります。

また、医療機関の事情等により、ご自宅またはその他の病院等と同等とみなされる施設（ホテル等の滞在型施設）で治療を受けられた場合も、その治療期間に関する医師や保健所等の証明書等のご提出で、お支払い対象となります。

【病気入院見舞金 提出物】

- ① 「見舞金請求書」（様式1）
- ② 病院から発行された療養期間証明
または、宿泊療養証明書（県感染症対策課にて発行申請）
または、自宅療養証明書（彦根保健所にて発行申請）等

※新型コロナウイルス感染症に関する法令が改正された場合、お支払いの対象外となる可能性があります。